

高島市民病院テレビシステム設置運営事業者選定プロポーザル 実施公告

高島市民病院の入院患者さま等の療養環境の充実を図るため設置する床頭台、テレビ、冷蔵庫等の設置運営を行う事業者（以下「設置事業者」という。）を公募型プロポーザル方式により選定するので、次のとおり公告する。

令和7年12月1日

高島市病院事業管理者 西川 彰

1. 事業概要

(1) 事業名 高島市民病院テレビシステム設置運営事業

(2) 事業内容

行政財産使用許可を受けて本院が指定する病院内の一部を有償で使用し、床頭台、テレビ、冷蔵庫等療養環境向上のための機器等を設置運営する。

(3) 事業期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間とする。ただし、当該許可満了前の審査により特に問題がなく、継続して許可を与えることが適当であると認められるときは、甲乙合意のもと単年ずつ許可を更新することができる。

2. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる事業者は、令和7年12月1日において、下記の要件を全て満たす法人または個人とする。

(1) 床頭台、テレビ、冷蔵庫等のレンタルを取り扱っており、テレビおよび冷蔵庫を1枚のプリペイドカードで利用できるシステムを有すること。

(2) 平成30年度以降に、病床数200床以上の総合病院への導入実績が継続して3年以上あること。

(3) 地方自治法施行令第167条の4の第1項の規定に該当しない者であること。

(4) 高島市から現に指名停止を受けていないこと。

(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てまたは民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(6) 市町村税、法人税、消費税および地方消費税を滞納していない者であること。

(7) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

3. 参加手続き

(1) 担当課

高島市民病院 事務部 経営統括課

〒520-1121 滋賀県高島市勝野 1 6 6 7 番地

TEL : 0740-36-0220(代)

FAX : 0740-36-8058

(2) 実施要領等の配布

ア 配布期間 令和 7 年 1 2 月 1 日 (月) から令和 7 年 1 2 月 2 4 日 (水) まで

イ 配布方法 高島市民病院ホームページからのダウンロードによる。

ウ 配布資料

(ア) 高島市民病院テレビシステム設置運営事業者選定プロポーザル実施要領

(イ) 高島市民病院テレビシステム設置運営事業仕様書

(ウ) 参加申請書 (様式 1)

(エ) 誓約書 (様式 2)

(オ) 申請者の業務概要 (様式 3)

(カ) 企画提案書 (様式 4)

(キ) 質問書 (様式 5)

(3) 参加申請の受付

ア 受付期間 令和 7 年 1 2 月 1 日 (月) から令和 7 年 1 2 月 2 4 日 (水) まで

イ 提出方法 持参または郵送により提出すること。

(4) 企画提案書および添付書類 (以下「提案書類」という) の受付

ア 受付期間 令和 7 年 1 2 月 1 6 日 (火) から令和 7 年 1 2 月 2 4 日 (水) まで

イ 提出方法 持参または郵送により提出すること。

4. 設置事業者選定等

(1) 設置事業者選定方法

ア 設置事業者の選定について審査するため、高島市民病院テレビシステム設置運営事業者選定委員会 (以下「選定委員会」という。) を設置する。

イ 選定委員会は、提出された提案書類の内容を総合的に審査し、最優秀提案者および次点者を選定する。

ウ 選定委員会による選定は、書類審査により実施する。ただし、委員会が必要と認めた場合は、提案者に対してヒアリング審査を実施することがある。

(2) 選定結果の公表

選定結果は、提案者全員に文書で通知する。

5. その他

(1) 以下に掲げる者が行った提案書等の提出は無効とする。

ア プロポーザルに参加する資格のない者

イ 虚偽の内容を記載した者

ウ 誤字・脱字等により意思が不明瞭な提案書類を提出した者

エ 実施要領等に記載されている事項に違反した者

オ その他公正な審査や評価に影響を及ぼす行為があったと認められる者

(2) 提出された提案書類は、選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

(3) 提案書類の著作権は提案者に帰属し、選定以外の目的で提案者に無断で使用しないものとする。

(4) 提出書類の返却は行わない。また、原則として、いったん受領した書類等の差替えおよび再提出は認めない。

(5) 提案に要した経費は申請者の負担とする。

(6) その他詳細は、実施要領による。